

○建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件

(平成十七年六月一日)

(国土交通省告示第五百六十六号)

改正	平成一九年	五月一八日	国土交通省告示第	六二七号
	同	二一年	八月一〇日同	第 八九一号
	同	二四年	九月二〇日同	第一〇三六号
	同	二五年	八月 五日同	第 七七七号
	同	二七年	一月二九日同	第 一八二号
	同	二七年	五月二七日同	第 六七四号
	同	二八年	六月 一日同	第 七九三号
	同	二八年	八月 三日同	第 九一七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の二第一号イ（3）及びロ（3）並びに第二号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一から第三までに、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第四に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。

建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十七条の二第一号イ（3）に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合にあつては、第一号）に定めるところによる。

一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二十条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第二百二十九条の二の四第三号の規定に適合すること。

ロ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、令第二百二十九条の二の五第一項

第二号及び第三号の規定に適合すること。

- ハ 建築物に設ける令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第二百二十九条の四及び令第二百二十九条の五（これらの規定を令第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）、令第二百二十九条の八第一項並びに令第二百二十九条の十二第一項第六号の規定に適合するほか、当該昇降機の籠が、籠内の人又は物による衝撃を受けた場合において、籠内の人又は物が昇降路内に落下し、又は籠外の物に触れるおそれのない構造であること。この場合において、既存のエスカレーター（エスカレーターの上端と下端の間の揚程が、次の式によって計算した数値以下であるものに限る。）に対する同号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」とあるのは、「平成二十五年国土交通省告示第千四十六号（第三第二項を除く。）に適合する構造」と読み替えるものとする。

$$H=100(C+10)$$

この式において、H及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

H エスカレーターの上端と下端の間の揚程（単位 ミリメートル）

C エスカレーターの端部の隙間（平成二十五年国土交通省告示第千四十六号第一第一項第三号イの表備考一の号に規定する隙間をいう。）の合計（単位 ミリメートル）

- 二 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和四十六年建設省告示第百九号に定める基準に適合すること。

ロ 特定天井については平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三に定める基準に適合すること又は令第三十九条第三項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、増築又は改築をする部分以外の部分の天井（新たに設置するものを除く。）であって、増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しているもので当該天井の落下防止措置（ネット、ワイヤ又はロープその他の天井材（当該落下防止措置に用いる材料を除く。）の落下による衝撃が作用した場合においても脱落及び破断を生じないことが確かめられた部材の設置により、天井の落下を防止する措置をいう。）が講じられているものにあつては、この限りでない。

- 第二 令第三百三十七条の二第一号ロ（3）に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上主要な部分については、次のいずれかに定めるところによる。

イ 令第三章第八節の規定に適合すること。

ロ 令第三章第八節の規定（地震に係る部分に限る。）に適合し、かつ、地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること（法第二十条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物である場合に限る。）。

ハ 平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめ、かつ、地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。

二 建築設備については、第一第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）。

第三 令第三百三十七条の二第二号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターのおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからへまでに定めるところによる。

イ 増築又は改築に係る部分が令第三章（第八節を除く。）の規定及び法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

ロ 地震に対して、次のいずれかに定めるところによる。

(1) 令第三章第八節の規定（地震に係る部分に限る。）に適合すること。

(2) 令第四十二条、令第四十三条並びに令第四十六条第一項から第三項まで及び第四項（表三に係る部分を除く。）の規定（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあっては同告示第一から第十までの規定）に適合することを確かめること（法第二十条第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。）。

ハ 地震時を除いては、次のいずれかに定めるところによる。

(1) 令第三章第八節の規定（地震に係る部分を除く。）に適合すること。

(2) 令第四十六条第四項（表二に係る部分を除く。）の規定（枠組壁工法又は木

質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあつては平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一から第十までの規定)に適合すること(法第二十条第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。)

ニ ロの規定にかかわらず、増築又は改築後の建築物(新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分(令第三十六条の四に規定する部分をいう。以下同じ。)に分ける場合(以下「分離増改築を行う場合」という。)にあつては、既存の独立部分。以下ニにおいて同じ。)の架構を構成する部材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。以下ニにおいて同じ。)が増築又は改築前の建築物の架構を構成する部材から追加及び変更(当該部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く。)がない場合にあつては、平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができる。

ホ ロ及びハの規定にかかわらず、分離増改築を行う場合(既存の独立部分の規模及び構造が法第二十条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物の区分に該当する場合に限る。)にあつては、既存の独立部分については、平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを、地震時を除いては令第八十二条第一号から第三号まで(地震に係る部分を除く。)に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめることができる。

へ ロ及びハの規定にかかわらず、分離増改築を行う場合(既存の独立部分の規模及び構造が法第二十条第一項第一号に掲げる建築物の区分に該当する場合に限る。)にあつては、既存の独立部分については、第二第一号ハに定めるところによることができる。

二 建築設備については、第一第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる(法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。)

第四 建築物の基礎の補強に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 既存の基礎がべた基礎又は布基礎であること。

二 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度(改良された地盤にあつては、改良後の許容応力度とする。)が、既存の基礎がべた基礎である場合にあつては一平方メートルにつき二十キロニュートン以上であり、既存の基礎が布基礎である場合にあつては一平方メートルにつき三十キロニュートン以上であること。

三 建築物の基礎の補強の方法は、次のイからニまでのいずれにも適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合する鉄筋コンクリートを打設することにより補強すること。

(1) 打設する鉄筋コンクリート（以下この号において「打設部分」という。）の立上り部分の高さは、地上部分で三十センチメートル以上とすること。

(2) 打設部分の立上り部分の厚さは、十二センチメートル以上とすること。

(3) 打設部分の底盤の厚さは、べた基礎の補強の場合にあっては十二センチメートル以上とし、布基礎の補強の場合にあっては十五センチメートル以上とすること。

ロ 打設部分は、立上り部分の主筋として径十二ミリメートル以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ一本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとすること。

ハ 打設部分は、立上り部分の補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を三十センチメートル以下の間隔で縦に配置したものとすること。

ニ 打設部分は、その立上り部分の上部及び下部にそれぞれ六十センチメートル以下の間隔でアンカーを設け、かつ、当該アンカーの打設部分及び既存の基礎に対する定着長さをそれぞれ六センチメートル以上としたもの又はこれと同等以上の効力を有する措置を講じたものとすること。

四 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部、土台及び基礎を地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとする。

2 前項に規定する打設する鉄筋コンクリートについては、令第七十二条から令第七十六条までの規定を準用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年五月一八日国土交通省告示第六二七号）

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

附 則 （平成二一年八月一〇日国土交通省告示第八九一号）

この告示は、平成二十一年九月一日から施行する。

附 則 （平成二四年九月二〇日国土交通省告示第一〇三六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年八月五日国土交通省告示第七七七号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年一月二九日国土交通省告示第一八二号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 （平成二七年五月二七日国土交通省告示第六七四号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 （平成二八年六月一日国土交通省告示第七九三号）
この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 （平成二八年八月三日国土交通省告示第九一七号）
この告示は、公布の日から施行する。